

議 第 295 号

平成30年12月11日提出

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正について

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条中「学力検査手当」を「入学者選抜業務手当」に改める。

第13条第1項中「教育業務連絡指導手当は」の次に「、市立幼稚園」を加える。

第15条の見出しを「(入学者選抜業務手当)」に改め、同条第1項中「学力検査手当」を「入学者選抜業務手当」に改め、「市立高等学校」の次に「、市立特別支援学校」を加え、「入学学力検査に係る」を「入学者の選抜に係る学力検査の」に改め、同条第2項中「学力検査手当」を「入学者選抜業務手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第1項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

（提出理由）

本市教育職員に支給する特殊勤務手当のうち学力検査手当及び教育業務連絡指導手当の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。